

第5節 火山災害防止対策

関係機関から火山情報の伝達を受け、災害の発生が予想される場合は、次の基準により必要な措置を講ずるものとする。

規制区分	規制基準	規制等の措置
第一次規制	噴気活動が活発化したことにより、火口周辺への立ち入りに危険があると認められたとき	関係機関と協議し、火口周辺に立入りを防止する立看板を設置する。
第二次規制	爆発のおそれが多くなり、火口周辺の相当広範囲にわたり立入が危険であると認められたとき	状況に応じ関係機関等と協議し、上記のほか、道路の時間閉鎖の措置をとる。
第三次規制	爆発のおそれがきわめて濃厚となり、吾妻山系への立入が全面的に危険な状態となったとき	状況に応じ、関係機関と協議し、 ① 道路を閉鎖する措置を依頼する。 ② 入山を全面的に禁止し、または入山者を退去させる等の措置を講ずる。 ③ 上記①、②について関係機関・団体の協力を求める。 ④ 隣接市町に登山者に対する周知方について協力を求める。